

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員 伊 藤 隆
三重県監査委員 東 豊
三重県監査委員 廣 耕太郎
三重県監査委員 伊 賀 恵

住民監査請求について

令和5年2月20日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

令和5年2月20日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

1 請求の要旨

- (1) 県立神戸高等学校長は、学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）である県立神戸高等学校の施設・敷地を、外部団体である「三重県高等学校文化連盟」（以下「県高文連」という。）が事務局及び駐車場として常時使用することを令和4年4月から現在に至るまで許可してきた。また、県立神戸高等学校教職員に係る人件費を県高文連のために使用することについても許可してきた。
- (2) 県高文連は学校の外部団体であり、県高文連事務局が担う業務は学校の教育活動の一環で行われる業務とは内容が異なる。したがって、学校教育の用途や目的には即しているとは言えず、行政財産である県立神戸高等学校の施設・敷地を県高文連に貸し出すことは不相当である。県立神戸高等学校の施設・敷地を事務局運営のために使用するのであれば、正規の手続を踏まえ、教育財産の使用許可を得た上で、使用料を徴収すべきである。
- (3) 県高文連は、事務局として使用している県立神戸高等学校内の一室の賃貸料金の支払を行っていない（なお、水道光熱費や通信費といった諸経費の支払も行っていない）。また、県高文連事務局では事務局長のほか、2名の職員を雇用し、業務を行っている

のことであった。しかし、県高文連事務局職員が県立神戸高等学校敷地を駐車場として恒常的に利用しても、県高文連からその駐車料金の支払は行われていない。これらの行為は、適法な手続を踏まない教育財産の目的外使用である。施設利用料・水道光熱費・通信費・駐車料金等の合計を月額 12 万円と仮定すると、本来徴収されるべき教育財産の使用料の未徴収により、年間 144 万円の損害を県に与えたことになる。

(4) 県高文連事務局長は県立神戸高等学校教諭でもあるが、校務分掌として教務部に籍を置くものの、教務部の業務は担わず、県高文連の業務を担っている。しかし、県高文連は外部団体であり、その業務は校務にはなり得ない。当該教諭の給与・賞与の合計を年間 700 万円と仮定すると、年間 350 万円（担当授業時数が同教科の他教職員のおおよそ 2 分の 1 であるということから、年収の 2 分の 1 として算出した。）の損害を県に与えたことになる。県高文連で発生する人件費は県高文連が負担すべきものであり、教職員が県費で給与を得て県高文連の業務を行うことは不適切である。

(5) 上記のように、県立神戸高等学校長の県高文連への利益供与により、年間数百万円にも上るとみられる損害を県に与えてしまっている。これは県費の不正な利用であり、是正が図られるべきであると考える。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 5 年 3 月 1 日に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求については、以下の点を監査対象事項とした。

- (1) 県高文連が当該学校施設等を使用する場合に、県高文連から使用料等を徴収していないことは、違法又は不当に徴収を怠る事実にあたるか否か。
- (2) 県高文連の業務を行っている県高文連の事務局長でもある教職員（以下「当該教職員」という。）に対して給与が支払われていることは、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 監査対象部局に対する調査の実施等

令和 5 年 3 月 1 日、請求人に陳述の機会を 3 月 15 日に設けた旨連絡した。

令和 5 年 3 月 4 日、請求人から陳述を希望しない旨の文書が提出された。

令和 5 年 3 月 8 日、監査対象部局に対する調査を実施した。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査、関係書類の調査及び関係法令の照合等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 県高文連から当該学校施設等の使用料等を徴収していないことについて

ア 県高文連事務局について

(ア) 設立目的及び事務局の設置場所

県高文連の設立目的は、三重県高等学校文化連盟規約（平成23年4月改定）第2条において、「高等学校における生徒の創造活動向上充実を図り、文化活動の健全な発展と文化・芸術の振興に資することを目的とする。」と規定されている。

同規約第17条において、「事務局は、会長指定の場所に置く。」と規定されており、現在、事務局は県立神戸高等学校内にある。

(イ) 業務内容

県高文連の主な業務内容は、全国高等学校総合文化祭及び近畿高等学校総合文化祭（以下「対象大会」という。）に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助の支払や引率教職員の旅費等の支払及びみえ高文祭の運営等である。

毎年度、県教育委員会から全国高等学校総合文化祭・近畿高等学校総合文化祭出場者補助金が交付されており、対象大会に出場する生徒の旅費等を補助している。

また、毎年度、対象大会に出場する生徒を引率する教職員等の旅費支給事務が県教育委員会から委託されている。

このほか、県内高等学校で教育活動の一環として行われている文化部活動の成果を発表する場である部門別県内大会の企画及び運営等を行っている。

(ウ) 光熱水費等の負担について

県高文連事務局に設置している外線電話、FAX及びインターネットに係る通信費については、県高文連が負担している。

一方、電気料、水道料、冷暖房費については、当該学校長は、県高文連事務局から徴収していない。

イ 学校教育活動のために学校の施設及び敷地を使用させる場合の取扱いについて

県高文連に学校の施設及び敷地を使用させる場合の取扱いについては、以下のとおりであった。

(ア) 部活動は、学校教育活動の一環とされており、県内高等学校の文化活動の発展を図る活動をしている県高文連業務において学校の施設及び敷地を使用する場合、行政財産の目的外使用に当たらないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続をしておらず、使用料の徴収もしていない。

(イ) 学校長は、学校の管理運営や生徒の安全確保等に十分配慮したうえで、学校の施設及び敷地の使用を認めている。

(ウ) 県高文連に学校の施設及び敷地を使用させる場合には、光熱水費等の徴収をしていない。その理由については、県高文連が当該学校施設等を使用することは、行政

財産の目的外使用には当たらず、行政財産の目的外使用許可を要するものではないため、当該学校長が光熱水費等を徴収する必要はないとしている。

ウ 関係法令等について

(ア) 地方自治法

行政財産については、地方自治法第 238 条第 4 項において、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいうと規定されている。

県立学校は、公の施設として設けられるものであり、これを構成する物的要素としての学校施設及びこれらの敷地は、同法第 238 条第 4 項にいう行政財産である。

また、行政財産の目的外使用については、同法第 238 条の 4 第 7 項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。

(イ) 教育規則

教育財産の管理は、教育規則第 1 条に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号に規定する財産の取得、管理及び処分については、地方自治法その他法令等の定めるところによる。」と規定されていることから、教育財産の目的外使用に当たる場合には、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の目的外使用許可が必要となる。

(ウ) 高等学校学習指導要領

部活動は、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）総則第 6 款において、教育課程以外の学校教育活動として位置づけられており、学校教育活動の一環とされている。

(2) 当該教職員に対して給与が支払われていることについて

ア 当該教職員の担当業務について

当該教職員は、県立神戸高等学校の教諭であり、数学の授業を週当たり 10 時間担当している。

また、当該教職員は、県高文連の事務局長でもあるため、県高文連業務として、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内高等学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等の業務も行っている。

イ 県高文連の事務局長である教職員の業務の取扱いについて

県高文連の事務局長である教職員の業務の在籍校における取扱いについては、以下のとおりであった。

(ア) 在籍校の学校長は、校務全体を鑑みて授業時間数を決定しており、事務局長である教職員は、県高文連業務を担っていることから、教務主任、進路指導主事及び生徒指導主事等の業務を担当している教職員と同様に、その業務量を考慮して授業時間数を決定している。

(イ) 事務局長である教職員が行う県高文連業務は、県内外の対象大会に係る会議への

出席及び県内高等学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等、県内高等学校の文化活動の発展のために行う業務であることから、学校教育活動であり、公務に該当する。

(ウ) 事務局長である教職員が行う県高文連業務を公務の遂行と認めており、その服務監督は、在籍校の学校長が行っている。

ウ 関係法令等について

(ア) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第15条において、特別休暇について規定されており、特別休暇を取得できる場合については、規則で定めるとしている。

(イ) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第12条第1項第30号において、上記（ア）のとおり特別休暇を取得することが可能である場合の一つとして、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合が定められている。

(ウ) 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について（平成7年教教第220号三重県教育委員会教育長通知）において、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合のすべてを特別休暇として扱う趣旨ではなく、その参加が直接公務の遂行と認められる場合は、出張又は通常の勤務として取り扱ってよいとしている。

2 判断

(1) 県高文連から当該学校施設等の使用料等を徴収していないことについて

ア 請求人は、県高文連が当該学校施設等は無償で使用していることは、行政財産の目的外使用に当たり、行政財産の目的外使用許可を行った上で、使用料及び光熱水費等を徴収すべきであると主張する。

イ 上記1の(1)のア(イ)のとおり、県高文連は、対象大会に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の旅費等の支払を行うとともに、県内高等学校等の文化活動の発展を図るため、文化部活動の成果を発表する場である部門別県内大会の企画及び運営等を行っており、上記1の(1)のウ(ウ)からは、学校教育活動のため業務を行っていると認められる。

ウ 上記イのとおり、県高文連が当該学校施設等を使用することについては、学校教育活動に係る教育財産の使用であり、請求人が主張するような行政財産の目的外使用には該当しないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続は必要とせず、使用料を徴収する必要もないと認められる。

エ また、請求人は、使用料以外に光熱水費等についても県高文連が応分の負担をすべき旨、主張していると解されるが、上記ウのとおり県高文連が当該学校施設等を使用

することは行政財産の目的外使用には該当しないと認められることから、上記1の(1)のイ(ウ)において、光熱水費等を徴収する根拠はないとしていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

オ 以上のことから、県高文連が当該学校施設等を使用していることについて、使用許可等の手続を取らず、当該学校長が県高文連から使用料等を徴収していないことは、違法又は不当に徴収を怠る事実にあたるとまでは認められない。

(2) 当該教職員に対して給与が支払われていることについて

ア 請求人は、当該教職員が県高文連の業務を行うことは不適切であり、当該教職員への給与等の支払は、公金の違法又は不当な支出であると主張する。

イ 上記1の(2)のアのとおり、当該教職員は、県高文連業務を行っているが、当該業務は、上記(1)のイのとおり、学校教育活動のための業務と認められる。

ウ このように、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務が、公務の遂行と認められる場合があることは、上記1の(2)のウ(ウ)の通知のように、あらかじめ想定されており、教職員が県高文連業務を行う場合に限らず、広く認められている。

エ 以上のことから、当該学校長が、通常の勤務として県高文連の業務を当該教職員に行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

オ したがって、当該教職員に公務の遂行として県高文連業務を行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められないことから、当該教職員への給与の支払は、違法又は不当な公金の支出と認められない。

(3) 結語

以上のとおり、本件請求は、いずれも理由がないから、前記第1 監査の結論のとおり決定する。